

博士学位申請論文審査報告書

博士学位申請者 大谷基道

学位申請論文題目名

『都道府県東京事務所の総合的研究—東京事務所を通じた相互依存—』

論文書式 A4 横書き (40 字×36 行)、目次 3 頁、本文・脚注 160 頁、参考文献 14 頁。

受理決定日 2018 年 3 月 31 日

審査委員

主査 稲継裕昭 早稲田大学政治経済学術院教授  
(人事行政学)

副査 縣公一郎 早稲田大学政治経済学術院教授  
(行政学)

副査 小原隆治 早稲田大学政治経済学術院教授  
(地方自治)

副査 福永文夫 獨協大学法学部総合政策学科・教授 (神戸大学博士 (政治学))  
(日本政治史)

副査 青木栄一 東北大学大学院教育学研究科・准教授 (東京大学博士 (教育学))  
(教育行政学)

最終口頭試問日 2018 年 5 月 28 日 18:15~20:00 於 3 号館 1104 教室

早稲田大学大学院政治学研究科

## 1. 論文の構成

本論文は、序章、第1章～第5章、および終章から構成されている。その構成は以下のとおりである。

### 目次

- 序章 問題意識と分析視角
  - 第1節 問題提起と分析視角
  - 第2節 東京事務所研究の意義と先行研究
  - 第3節 問いと仮説
  - 第4節 本論文の構成
- 第1章 東京事務所の現況と設置の経緯
  - 第1節 東京事務所の設置状況
  - 第2節 東京事務所設置の経緯と背景
- 第2章 東京事務所の活動実態とその変化
  - 第1節 東京事務所の主な行動とその変化
  - 第2節 東京事務所草創期：宿泊施設と連絡調整の時代（1947年頃～1950年代）
  - 第3節 補助金全盛期：陳情・要望活動と官官接待の時代（1960～1990年代）
  - 第4節 地方分権改革以降：情報活動の時代（2000年代～）
  - 第5節 政治との関係
- 第3章 省庁県人会と東京事務所
  - 第1節 中央省庁における県人会の設立状況
  - 第2節 省庁県人会の運営に対する道府県東京事務所の関与
  - 第3節 中央官僚による省庁県人会の活用
- 第4章 東京事務所間の連携組織
  - 第1節 連携組織の設立状況
  - 第2節 連携組織の概要
  - 第3節 東京事務所間の連携組織を活用した情報収集活動の実態
  - 第4節 連携組織による水平的な連携
  - 第5節 国による東京事務所間の連携組織の活用
- 第5章 すべての都道府県が東京事務所を置く理由
  - 第1節 合理性による説明可能性の検討
  - 第2節 中央省庁との関係から見た同型化
  - 第3節 全国知事会や他の東京事務所との関係から見た同型化
- 終章 結論と含意
  - 第1節 結論
  - 第2節 含意：中央地方関係論からみた東京事務所
- 参考文献

## 2. 各章の概要

### 序章 問題意識と分析視角

序章においては、本研究における問いと仮説を示すとともに、先行研究を概観し、さらに分析の視点や手法を提示している。

本研究における都道府県の東京事務所とは、「東京において中央省庁との連絡調整を行う事務所」のことを指している。現在、東京都を含む全 47 都道府県が東京事務所を設置している。関係者の間では、国から補助金を獲得するためにいち早く情報を入手したり、様々な働きかけをしたりすることがその目的であると解されてきた。

しかし、第一次地方分権改革で機関委任事務の廃止、国の関与の見直し等が行われ、国と地方の関係は「上下・主従」から「対等・協力」に変化した。続く三位一体の改革では国の補助金が以前より大きく減少した(公共事業関係予算は2003年度の5.4兆円から2017年度の2.7兆円へと半減)。また、中央省庁への物理的なアクセス事情も大きく変化している。新幹線や高速道路など交通インフラの整備も進んでアクセス時間が短縮されたし、情報通信技術(ICT)の発達によりFAXや電子メールでのやりとりも可能となった。

このような環境の変化を踏まえ、【RQ1】国の補助金も減少し、ICTや交通手段も発展した現在においても、なぜ都道府県は東京事務所を置き、中央省庁との接触活動を継続しているのか、【RQ2】特に、国への依存度や霞が関への距離に関係なく、すべての都道府県が東京事務所を置いているのはどのように説明すべきか、という2つの問いを立てている。

分析の視角としては、中央地方関係に関する理論と組織形態の同型化に関する理論を掲げ、前者としては主にWrightの中央地方関係モデル、村松岐夫の相互依存モデルを用い、後者としては社会学的新制度論に基づく制度的同型化を用いている。

日本の都道府県東京事務所に関する先行研究は極めて少ないが、そのうち大谷(2009)、真淵・高(2017)、久世(1957)、土岐(1986)、山田(1986)などを参照しており、特に、真淵・高(2017)による通説的見解を踏まえ、本研究では東京事務所の役割を、①中央省庁から都道府県への意思・情報の伝達役、②都道府県から中央省庁への意思・情報の伝達役(働きかけ役)、③都道府県同士の意思・情報の伝達役、の3つに整理している。

これらの先行研究を踏まえ、【仮説1】補助金以外の事項について国と情報のやりとりを行う必要が依然として存在し、それには直接的な接触を頻繁に繰り返すことが求められるため、東京事務所を置いて職員を常駐させている、【仮説2】合理性に基づく判断ではなく、社会学的新制度論に基づく同型化が生じた結果、環境の差異にかかわらず、すべての都道府県が東京事務所を設置している状況がもたらされた、という2つの仮説を提示している。

研究手法としては、文献調査、アンケート調査およびインタビュー調査を行い、これらの仮説の検証を通じて東京事務所の存在意義を明らかにするとともに、東京事務所が中央地方関係において果たしてきた役割について考察している。

### 第1章 東京事務所の現況と設置の経緯

現在の各東京事務所の主な所掌事務は、①中央省庁との連絡調整・情報収集、②企業誘致、③首都圏向けの観光物産PR・農産物流通促進、に大別される。大半の東京事務所ではこれら3つの業務を併せ持ち、東京における総合的な拠点としての組織体制を整えている。担当業務別の人員比較によれば、その主たる業務はこれら3つの業務のうちの①中央省庁との連絡調整・情報収集である。

一部の東京事務所は戦前にも存在していたが、現在の東京事務所の直接的なルーツと言えるものの大半は、戦後の地方制度改革によって都道府県が完全自治体になった1947年以降に開設されたことが明らかにされた。当時、地方財政は危機的な状況にあり、都道府県の多くは財政面で国に大きく依存していた。そのため、財源獲得に係る中央省庁との連絡調整や情報収集業務が頻繁に発生し、宿泊所を兼ねた前線基地として東京事務所が開設された。つまり、設置当初の最も重要な業務は、「補助金等の財源獲得に関する中央省庁との連絡調整・情報収集」であり、それに必要な「情報・交渉経路としての人的ネットワークの構築」であった。

戦後間もなくの時点までは、府県は内務省の地方出先機関の色彩が極めて強く、幹部もすべて内務省官僚が務めていた。府県と国との間には頻繁な人事異動が行われており、情報・交渉経路としての人的ネットワークを改めて構築する必要はなかった。

しかし、戦後、都道府県が内務省の出先機関ではなくなったため、中央官僚が都道府県に人事異動で行くことはなくなった。一部は、出向という形で都道府県へ一時的に在職することもあるがその数は戦前の比ではない。そのため国と都道府県との人的な繋がりが弱まった。だが、都道府県が国からの補助金を獲得するためには、激しい「他の都道府県との間の水平的競争」に勝利する必要がある、そのための交渉には人的ネットワークが不可欠であった。そのため、都道府県は東京に事務所を置いて、国との人的ネットワークを再構築しようとしたものと考えられるとしている。

近年、地方分権改革や三位一体の改革により国への依存度は以前よりもやや低くなっている。また、ICTや交通インフラの発達により東京に常駐する必要性もやや薄くなった。このため、東京事務所の役割も少しずつ変化しつつある。多くの東京事務所では、東京所在という利点を活かし、企業誘致や観光物産に関する業務も所掌するようになった。しかし、そもそもの目的である「中央省庁との連絡調整・情報収集」には今でも最も多くの人員を割いており、依然として東京事務所の最も重要な業務であることは変わっていない。

市町（政令指定都市を除く）も東京事務所を設置することがあるが、コストに見合わない判断されればすぐに廃止されているのに対し、都道府県の東京事務所はどこも廃止されることなく現在に至るまで続いている。

## 第2章 東京事務所の活動実態とその変化

第2章では、官官接待の廃止、地方分権改革の進展、ICTの発達など1990年代半ば以前と以後の変化に特に注目しつつ、東京事務所の活動実態を時間的な経過に沿って明らかにしている。東京事務所草創期（1947年頃～1950年代）には、「宿泊施設の管理運營業務」と「中央省庁との連絡業務」が事務所の役割の二本柱であった。補助金全盛期（1960～1990年代）には、限られた補助金や事業枠を都道府県同士で奪い合うようになり、その

具体的な行動として見られるようになったのが「陳情・要望活動」であった。地方分権改革以降（2000年代～）は、地方分権改革によって国と都道府県の関係が変化し、また、三位一体の改革で補助金も減少したため、陳情・要望活動は大きく減少した。代わりに、「中央省庁の情報収集」や「現場情報の伝達」などの活動が増加していった。

第2章ではまた、現在の東京事務所の具体的な活動実態も明らかにしている。

①中央省庁から都道府県への意思・情報の伝達役は、「中央省庁からの指示・伝達事項を都道府県本庁に伝達すること（指示等伝達活動）」と「中央省庁の情報を入手すること（情報収集活動）」の2つに細分される。「指示等伝達活動」は、通知文など中央省庁が発した書類を受け取って都道府県本庁へ送るような活動であり、電子メールの活用が進むとともに中央省庁が都道府県本庁へ直接送信するようになったため、東京事務所の業務としては大きく縮小している。「情報収集活動」は、中央省庁を頻繁に訪問して相手との距離を縮めることで「準インサイダー」の地位を得て、「近日公表予定の情報」や「非公表の情報」などのインサイダー情報を入手しようとするものである。このような未公表・非公表情報は、補助金に関する情報だけでなく、法律案、予算案、審議会の報告書案、国会想定問答集など、「国の意思形成過程に関する情報」が幅広く該当する。

②都道府県から中央省庁への意思・情報の伝達役（働きかけ役）は、「都道府県の現場の情報を中央省庁に伝えること（現場情報伝達活動）」と「都道府県の要求・要望を中央省庁に伝えること（陳情・要望活動）」の2つに細分される。「現場情報伝達活動」については、中央省庁の職員は現場の実態に疎く、現場の意見や情報を都道府県に求めることがある。都道府県としても、地元の実情を知ってもらい、政策立案につなげてもらう目的で、政策実施現場の状況や課題等を中央省庁に届けたいと考えている。これらの情報は東京事務所を通じてやりとりされる。「陳情・要望活動」については、現在ではかなり減少したものの、国の直轄事業に関する事項や国の制度改正に関する事項を中心にある程度は行われている。その際、東京事務所はアポイントメントの取り付けや当日の省庁内の先導案内などを担う。つまり、陳情・要望活動における東京事務所の役割は、「要求・要望回路の確保」だと本論文は結論づけている。

### 第3章 省庁県人会と東京事務所

第3章では、東京事務所の活動に対する重要な協力者である中央省庁の当該県関係者が組織化された省庁県人会（省庁内の地縁に基づく親睦団体。例えば、総務省〇〇県人会）に話を展開してその実態を示している。省庁県人会に関する研究はこれまで皆無に等しいが、本論文では、省庁県人会の運営に東京事務所が大きく関与し、自らの活動に役立てようとする一方で、中央省庁職員も省庁県人会で得た人脈を自身のために活用しようとしていることが明らかにされている。

アンケート調査や文献調査、ヒアリング調査により確認できただけでも、中央省庁には37団体（道府県）に113の省庁県人会が存在していた。その多くを占めるのは総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、厚生労働省、経済産業省といった道府県と業務上の関係が深く、出向も盛んな省である。その会員構成を見ても、県人会とはいってもそのほとんどが出身者だけでなく出向経験者まで含まれているのが特徴的である。

省庁県人会の運営に関しては、事務局を担うなど東京事務所が大きく関与している。また、省庁県人会の会合には、知事をはじめ多くの幹部がわざわざ地元から上京して出席していた。道府県がそこまで関与するのは、情報収集のための「人的ネットワークの維持・形成」に大いに寄与するからである。

他方、中央省庁職員が省庁県人会に参加する動機とは、省庁内で上手く生きていくための「省内の人脈づくり」、また、業務上不可欠な情報経路を確保するための「地方情報入手のためのパイプづくり」(＝「地方の情報を入手して日々の仕事に活かすこと」、「地方の情報通になって省内の評価を高めること」)である。また、旧自治省における都道府県からの割愛採用者(「特進組」)のようなある種特別な存在がある場合には、わが県を応援しようという強い道府県意識に基づく「出身道府県の省内プレゼンスの向上」が加わる可能性があることも示唆された。この中でも特に注目できるのは、「地方情報入手のためのパイプづくり」である。省庁県人会の運営には東京事務所が深く関わっており、東京事務所は省庁県人会を自らの情報収集のためのリソースとして活用していた。他方、中央省庁職員の方も省庁県人会の活動を通じて東京事務所との距離を縮め、情報収集のためのリソースとして活用していたことが明らかにされた。

道府県としては中央省庁による制度設計や政策展開などの動向を把握したい。中央省庁としては地方の実情やニーズを把握したい。そこで、東京事務所は省庁県人会に関与することで中央省庁とのパイプを維持・形成し、他方、中央省庁職員は省庁県人会を通じて東京事務所や道府県幹部とのパイプを維持・形成していく。このように、本来は省庁内の地縁に基づく親睦団体に過ぎない省庁県人会であるが、そこに東京事務所を関与させることによって、中央省庁と道府県をつなぐパイプを涵養するための場が形成されていたことを明らかにした。

#### 第4章 東京事務所間の連携組織

第4章では、東京事務所間の連携組織の実態が明らかにされている。東京事務所間の連携組織のうち、全国規模のものは9つ存在する。このうち、所長を構成員とする「全国東京事務所長会」以外の8つは、それぞれの省を担当する東京事務所の担当レベルの職員が構成員となっている。

東京事務所同士は、限られた枠をめぐって競争することも多く、東京事務所はそれぞれ単独で活動するのが基本である。しかし、各東京事務所が単独で入手できる情報には限界がある。中央省庁に日参し、また、省庁県人会の活動に尽力しても、広い省内すべてのセクションに人的ネットワークを張り巡らすのは困難である。そこで、同じ省庁を担当する職員が連携組織を立ち上げ、役割を分担しながら情報の入手・共有を進めて、情報収集活動の省力化・効率化を図っているのである。

全国的な連携組織の半数以上は、2005年以降に相次いで設立された。1990年代半ば以降、官官接待問題の影響で夜の宴席が激減し、中央省庁職員との関係も希薄になった。また、その後の地方分権改革の進展により、国と地方との間の距離も広がった。このような状況を背景に、東京事務所の担当者や中央省庁職員との関係も従前ほど緊密ではなくなったが、中央省庁との関係維持は相変わらず求められる。そこで、希薄となった関係を補完

しようと、全国的な連携組織を立ち上げたのではないかと推測している。

ただし、連携組織ですべての情報を共有しているわけではない。東京事務所は基本的に競合関係にある。したがって、入手したすべての情報を他の東京事務所に提供するとは限らない。各東京事務所は、情報を独占することで得る利益、その情報を単独で入手する場合のコスト、他の東京事務所との利害関係の状況等を勘案して、情報を共有するかどうかを決定している。

東京事務所の実態や成立背景を詳細に検証して、各東京事務所が持つ中央省庁とのパイプの弱体化を各々のパイプの共同活用によって補完するため、連携組織が組織されるようになったにすぎないことを明らかにし、この点、連携組織を通じて都道府県が集合的に国に働きかけているとする真淵・高（2017）の主張に正面から反論している。

## 第5章 すべての都道府県が東京事務所を置く理由

第5章では、東京に近い首都圏1都3県を含め、なぜすべての都道府県が東京事務所を置いているのかが検討されている。

まず、合理的な説明可能性について様々な視点から検討した。距離や所要時間から見ると事務所を置いて職員を常駐させる必要性は小さく、運営コスト面から考えてもそれに見合うベネフィットを得られるとは言い切れなかった。また、知事や職員の立場からの検討も行われたが、いずれも相当の運営コストを掛けてまで事務所を置く必要があるという結論は導かれなかった。最も説明できそうだったのは、他の東京事務所との連携の視点であった。東京事務所間の連携組織によるシステムティックな情報交換ルートを用いる場合は、一旦そのルートに入れてもらえれば、その後は東京事務所を置いて常駐しなくても問題はさほど無さそうである。しかし、個別に他の事務所と交渉して情報を入手しなければならない場合は、常駐して他の事務所と繋がりを深めておくことが重要となる。しかし、これもそれによって得られる情報の価値が事務所運営コストを上回るようなものでもない。

そこで、次に、社会学的新制度論における「同型化」の枠組みを用いた説明を試みている。政策の立案・実施過程における不確実性を低減させるための都道府県の行動に着目し、東京事務所を置いて情報収集活動を行うということが、強制的同型化、模倣的同型化または規範的同型化のいずれかによって説明できることが示されている。また、特に東京都について、全国知事会や他の東京事務所との関係から、事務所を置かざるを得ないような同調圧力が働いている可能性を示している。

つまり、首都圏1都3県、その中でも特に東京都が東京事務所を置くことについて、合理的に説明することは難しいものの、同型化理論を用いた説明が可能であることを示した。

## 終章 結論と含意

終章では、前章までの議論を踏まえつつ、中央地方関係論において東京事務所がどのように位置づけられるか、それが時代の変遷に伴いどのように変化してきたのかを明らかにしている。

東京事務所の大半は1947年以降に設置された。この頃、地方財政は危機的な状況に瀕しており、都道府県は財政的な面で国への依存を強めざるを得なくなっていた。このため、

中央省庁との連絡調整や情報収集の必要性が高まり、その前線基地として東京事務所が設置されるに至った。

中央省庁との連絡調整や情報収集活動を円滑に行うためには、中央省庁職員との人的ネットワークを構築する必要がある。県関係者を対象とする「地縁によるネットワーク」がその中心であり、その構築に際しては、同郷の省庁職員によって組織される「省庁県人会」が大いに活用される。人的ネットワークの構築には、実際に顔を合わせて接触する頻度を高め、親近感を持たせたり信用度を高めたりすることが重要である。このような活動を展開するには、やはり東京への常駐が必要になる。

国・都道府県間の人的ネットワークを必要としているのは都道府県だけではない。国も、地方に迅速かつ正確に情報を伝達して事業を円滑に実施するため、また、地方の実情を吸い上げて政策立案に活かすため、東京事務所を通じたネットワークを活用している。つまり、このような人的ネットワークは、国、都道府県、いずれにとっても有用であり、相互依存関係にある双方にとって重要な情報インフラと捉えられる。

1990年代半ばに官官接待が問題になって以降、中央省庁職員との関係が希薄化していった。その後は過去に培った人的ネットワークを遺産として活用していたが、10年も経つと人的ネットワークの先細りが目立つようになり、1つの東京事務所の単独活動では十分な情報収集ができなくなってきた。そこで、特に2005年以降、希薄となった中央省庁職員との関係を補完するため、東京事務所の各省庁担当者による全国的な連携組織が次々と設立され、1つの東京事務所の単独活動では得られない情報について、事務所間の水平的連携を用いて融通し合うようになっていった。このように、本来は競合関係にある東京事務所であるが、近年は一定の場合に協力関係が成立している。つまり、東京事務所間にも相互依存関係が存在していることが確認された。

地方分権改革や三位一体の改革を経て、中央省庁の有する財源、権限は縮小した。そこで都道府県の関心は「財源、権限」から、都道府県が実施すべき「制度・政策の形成過程情報」に遷移していった。東京事務所がそのような情報に関心を持つのは、都道府県を取り巻く様々な「不確実性」を低減し、確実に効率的・効果的な行政を展開するためである。

これらを踏まえ、仮説1については、「東京事務所の主な役割は中央省庁・都道府県間の垂直的な意思・情報伝達であり、それを補完するために東京事務所間の水平的な連携も行われている。そのミッションは、かつての補助金獲得のための活動から、現在では政策の実施に必要な当該政策の形成過程情報等に関する意思・情報伝達を中心に行っている。それには直接的な接触を頻繁に繰り返すことが必要であるため、霞が関に近い場所に東京事務所を置いて職員を常駐させている」と結論づけている。

また、仮説2については、「不確実な状況下において正統性を得るため、国の意向を確認・調整して忠実に従おうとしたり、国に先進県の情報を聞いて模倣を試みようとしたり、立法当事者である国の見解を確認して従おうとしたり、というような行動を他の都道府県と同じように行う同型化が生じているため、すべての都道府県が東京事務所を置いている」、また、東京都については「全国知事会や他の東京事務所からの同調圧力を感じ、東京事務所を置いている」と結論づけている。

国と都道府県の間には、相互依存関係が存在する。国は権限と財源を持つが、その実施



は多くの場合において実行組織を持つ都道府県に頼らざるを得ない。ここに資源交換の関係が成立し、両者の結節点に位置する東京事務所がそれに大きく関与している。

東京事務所は、単なる情報中継地点としての存在から、徐々に相互依存関係を強める国と都道府県の資源交換の拠点へと変化していった。1960～90年代の補助金全盛期には都道府県による政治的圧力も見られるようになり、村松の主張する（政治的入力を伴う）相互依存モデルが観察されるようになった。

地方分権改革以降は、国が持つ法的資源、財政的資源が縮小し、都道府県の自律性が高まった。このため、都道府県が国の資源を得ようとして政治的圧力を行使する場面は少なくなり、行政関係のみの相互依存関係へと変化していった。東京事務所はかつて、国が持つ法的資源、財政的資源を得ようとして国に接近していたが、1990年代以降、とりわけ地方分権改革以降は、自己決定の際の不確実性を低減するため、様々なインサイダー情報（主に国の意思形成過程情報）を得るために国に接近するようになったことが観察されている。

### 3. 論文の特色と評価

本論文は行政学の立場からの中央地方関係の研究として位置付けられ、その独自性、特筆すべき学術的貢献は以下の3点にまとめられる。

第1に、これまで本格的な研究がほとんどなかった都道府県の東京事務所の役割について、極めて希少な史資料を丹念に発掘し、渉猟したうえでその実態を明らかにしたことである。

都道府県の東京事務所については、これまで一般的には陳情活動の前線基地というイメージを持たれがちであった。しかし、大谷氏の研究は、東京事務所は政治ルートではなく、行政ルートにおいてこそ重要な役割を果たしていることを明らかにした。補助金獲得が重要だった1960年代から90年代初頭にかけても、陳情活動を東京事務所自体が行うことはなく、知事らによる陳情のための情報収集の役割に徹していた。

東京事務所の活動は水面下で行われるものが多く、外部から観察することは非常に困難である。アンケート調査やインタビュー調査により把握しようとしても、表立って話せない活動も少なくないため、外部の者に対しては口が堅くなりがちである。

大谷氏は2000年代に関東某県庁の東京事務所に4年間勤務した経験を有するが、本研究では、その際得た独自の部外秘資料は一切用いられていない。しかし、勤務経験によって活動実態の本質を理解していたこと、関係者限定資料の存在・所在を知りそれへのアクセス方法を知っていたこと、インタビュー調査等における東京事務所関係者の警戒心を解くことができたこと、により、外部からの観察が非常に難しい東京事務所の活動実態をかなり詳細に明らかにした。本研究論文は、希少な史資料の丹念な発掘、関係者への入念なインタビューにより、これまでヴェールに包まれていた東京事務所の活動を相当程度明らかにすることに成功している。

第2の特色および貢献として、日本の中央地方関係の研究に、行政実務の視点を大いに取り入れて分析を行ったことがあげられる。日本の中央地方関係に関する研究においては、これまで行政実務にはあまり目を向けることなく机上の空論に近い議論のやりとりがなさ

れることが多かった。これは行政実務を明らかにすることがデータの制約等からかなり困難だったことが背景にある。他方で、実務家の書いた中央地方関係の論考は、実務を解説しただけのものや、理論的な裏付けの少ない地方分権の規範論に走るものが多く、両者を架橋するものは少なかった。

東京事務所に関しても、国と都道府県の物理的な結節点であり、中央地方関係に関する研究上非常に重要な位置づけであるにもかかわらず、その研究は極めて少なかった。これも、その活動の実態を把握するのが極めて難しかったためであろうと推察される。また、限られた実務家による論考も回顧録などに終わっているものが大部分だった。

しかし、大谷氏はかかる課題に真正面から取り組み、東京事務所における実務に着目して、そのレンズを通して見ることにより、中央地方関係の研究に新たな視座を提供した。中央地方関係において、特に国と都道府県との関係において、情報資源の交換が東京事務所を媒介者として行われているという、これまで見えてこなかった東京事務所の役割を、実務の分析を通じて明らかにした。この点は、今後の日本の中央地方関係の研究分野に大きく貢献するものと高く評価できる。

第3に、これまで研究が皆無だった「省庁県人会」という非公式組織に着目し、その実態を明らかにしたうえで、その役割および国と都道府県との関係について詳しい考察を行った点も中央地方関係の研究分野に対する大きな貢献として評価できる。そもそも「省庁県人会」の存在自体巷間あまり知られず、また、これまで、中央地方関係の諸論考にもほとんど登場することはなかった。この非公式組織が、実は、中央地方関係において重要な役割を持つ可能性を指摘した本研究は、今後この分野の研究の嚆矢となるものであると考えられる。

以上、学術的な貢献を高く評価できる本研究であるが、さらに改善が望まれる点がないわけではない。最終口頭試問では、審査委員から以下のような意見が出された。

第1に、理論展開に関して自己抑制的である点が指摘された。本研究では、垂直的行政統制モデルが1960年代以降相互依存モデルに変じていったという相互依存モデルを踏襲し、それによる説明を行っている。しかし、審査員からは地方分権改革以降は相互依存モデルに完全にフィットするが、それ以前の段階では「修正相互依存モデル」とでもいふべき実態も観察されることから、1960年代以降、1990年代の変化までの時期を村松のいう「相互依存モデル」を修正したモデルとして提示する余地もあり、その点について自己抑制的であることが指摘された。

第2に、リサーチクエスチョン2は、仮に将来1つか2つの都県が東京事務所から撤退した場合に成り立たなくなることから、「すべての」都道府県ということに必ずしもこだわらなければならないのではないか、との指摘があった。

第3に、都道府県から国に伝達された現場情報が、各省庁において実際にどのように使われ、どのように政策に反映されたのかが十分に把握されていないと指摘があった。

しかしながら以上のような問題や課題は、本論文の根幹部分に対する疑問や異論ではなく、本論文が展開する議論をより説得力のあるものにし、今後本論文を出版し研究をさらに発展させていくためのアドバイスとも言うべきものである。そのため、これらの問題や

課題は、本論文の分析から得られた結論の妥当性や本論文の学術的意義を減ずるものではない。

#### 4. 結論

本論文は、これまで本格的な研究が皆無に近かった都道府県東京事務所について総合的な研究を行い、その実態の解明に成功している。その際、貴重な史資料に丹念にあたるとともに、省庁県人会というブラックボックスに近いものについても丹念な調査を行ってその実態を明らかにしており、これらのことが論文全体の説得力を高めている。本論文はこれらの手法により、都道府県の東京事務所の役割を明らかにすることによって、行政学の立場からの中央地方関係の研究に学術的貢献をなすことに成功しており、その独自性は高く評価できる。

本論文は今後日本の中央地方関係に関する研究成果として広く参照され、日本の行政学、政治学の発展にも寄与すると考えられる。審査委員一同は、これらの学術的貢献を高く評価し、本論文は、博士（政治学）の学位を授与するに相応しいものであると判断する。

2018年6月7日

稲継裕昭

縣公一郎

小原隆治

福永文夫

青木栄一